

三木町学校給食センター施設見学及び試食に関する要領

1 趣旨

この要領は、町内の園児児童生徒（以下「児童等」という。）及び保護者、地域住民等に三木町学校給食センター（以下「給食センター」という。）の施設や調理作業の見学を通じ、学校給食に対する理解を深めるとともに、給食センター、家庭、学校等が連携して食育を推進することを目的として実施する、給食センター施設見学及び試食に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

給食センター施設見学及び試食を行うことができる対象者は次のいずれかに該当する者とする。

- ・児童等及びその保護者
- ・三木町に在住または在勤する者
- ・その他教育長が必要と認める者

3 申込

施設見学及び試食をしようとする者（以下「申込者」という。）は、給食センターの稼働日に「三木町学校給食センター施設見学及び試食申込書」（様式第1号）を提出するものとする。

給食センターは申込者に対し、受理書（申込書に受付印を押印したもの）の写しを交付する。

区分	施設見学	試食
申込期限	希望日の1月前まで	希望日の2月前まで (ただし、9月中に希望する場合は、3月前まで)
人数等	1日1団体、最大30人程度	1日1団体10人以上30人以下

- ・申込については、1日1団体とし、同一団体による施設見学及び試食は、原則として1年につき1回とする。
- ・営利目的や観光目的の施設見学及び試食は、不可とする。
- ・学校の給食提供がない日は、施設見学及び試食の実施は行わないものとする。
- ・試食のみの申し込みは受けない。
- ・学校等で施設見学のみを行う場合は、事前に給食センター所長に申し出て許可を得ること。

4 見学内容及び実施時間

区分	内容	時間
施設見学のみ	調理作業等の見学（2階見学通路の見学窓から）、モニター・DVD視聴、手洗い・回転釜の搅拌体験等	午前9時～11時 （調理作業終了時間は午前10時30分頃）
施設見学及び試食	施設見学及び試食	午前9時～午後1時 （試食時間は午前11時30分頃～午後0時30分頃）

5 試食費

試食を実施する場合は、試食費として1人1食あたり320円を徴収する。なお、給食費が改定された場合、試食費についても改定を行う。

試食費は、申込書提出後、給食センターが発行する納入通知書兼納入書により三木町役場出納室(各出張所)及び取扱金融機関各本支店で納付期日までに支払う。ただし、納付期日までに試食費が支払われない場合、試食は行わないものとする。

一度発注した食材はキャンセルできないため、申込者の都合により試食が中止となった場合その他不測の事由により試食が行われなかった場合においても、試食費の返金を行わないものとする。

6 施設見学及び試食の中止

災害、事故、警報発令等により学校給食が中止となった場合及びその他給食センターの業務に支障等が生じた場合には、施設見学及び試食を中止とすることができる。なお、その場合においても試食費の返金を行わないものとする。

7 注意事項

(1) 試食に関する注意事項

- ・試食分は食缶にて試食会場（2階研修室）に運搬するが、配膳及び後片付けは、職員立会いのもと、申込者が行うこととする。
- ・食中毒防止の観点から、給食の持ち帰りは禁止とする。
- ・誤飲等の事故を防ぐため、咀嚼・嚥下困難な人の試食は行うことができない。
- ・アレルギー対応食の試食は行わないものとする。

(2) その他注意事項

- ・必要事項の確認及び調整のため、申込書提出前に見学希望日、団体名、代表者連絡先、人数、試食の有無等を給食センターに事前に電話にて確認すること。なお、日程によっては希望に添えない場合があるので、候補日を複数日用意すること。

- ・「三木町学校給食センター施設見学及び試食申込書」(様式第 1 号)の提出後の見学日、試食数等の変更は認めないものとする。
- ・調理員等に対して、個人が特定できるような写真撮影は原則禁止とする。
- ・体調不良の方については来場をお断りする場合がある。
- ・試食以外の飲食物の持ち込みは不可とする。(所定の場所で水分補給のための飲用は可とする。)
- ・申込者の都合により、施設見学及び試食を中止する場合、すみやかに給食センターまで連絡すること。

8 連絡先

【受付時間:平日午前 9 時～午後 4 時】

三木町学校給食センター

所在地:香川県木田郡三木町大字鹿庭乙 2 5 5 番地 1

電 話:087-813-8777

F A X : 087-813-5400